

見 積 公 告

次のとおり見積り合わせに付します。

令和 8 年 2 月 6 日

支出負担行為担当官

新潟労働局総務部長 本間 健



1 見積り合わせに付する事項

(1) 件名

「令和 8 年度 各労働基準監督署・公共職業安定所の庁舎日常清掃業務委託」
別紙「一覧表」のとおりに

(2) 仕様等

別冊「発注説明書」による。

(3) 履行場所

別冊「発注説明書」による。

(4) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

2 見積りに参加する者に必要な資格等に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしていること。

(1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条に規定される、次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

ア 予算決算及び会計令第 70 条関係

(ア) 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。

(イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者。

イ 予算決算及び会計令第 71 条関係

以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があつた後 2 年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正行為を行ったとき。

(イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (キ) 前科合の規定により、一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用したとき。
- (2) 労働関係法令を遵守していること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者は、見積り合わせに参加させないことがある。

3 仕様書の交付場所、見積書提出場所及び問合せ先

(1) 仕様書の交付場所及び問合せ先

〒950-8625 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
新潟美咲合同庁舎2号館3階
新潟労働局 総務部 総務課 会計第一係 古川・平澤
電話 025-288-3500

(2) 仕様書の交付期間

公示日から令和8年2月19日（木）までとする。

* 仕様書等の関係書類は、「新潟労働局ホームページ」よりダウンロード可能。

4 見積書提出期限

令和8年2月20日（金） 17時00分までとする。

5 提出書類

(1) 見積書

見積り合わせへの参加を希望する者は、参加を希望する案件に係る発注説明書の別紙様式1により「見積書」を作成し提出すること。

(2) 自己申告書及び誓約書

見積書の提出に併せて、発注説明書の別紙様式2の「自己申告書」及び「誓約書」を作成し提出すること。

6 見積書の無効

本公告に示した上記2に該当しない者の見積書及び見積り合わせに関する条件に違反した見積書を無効とする。

7 その他

(1) 契約候補業者の選定方法

ア 本件は、提出された見積書に記載された総価の比較による最低価格落札方式とする。

イ 見積書を提出期限内に提出し、発注説明書の要件を全て満たし、当該参加者の見積価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、かつ

最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約候補者とする。

ウ 契約候補者となるべき者が2人以上あるときは、くじ引きにより決定するものとする。

- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 契約保証金
免除するものとする。
- (4) 落札者及び落札金額は、公表しないこととする。